

平成27年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月8日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第48号 瑞穂市債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第49号 瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第50号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第51号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第52号 平成26年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第53号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第54号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第55号 平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第56号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第57号 平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第58号 平成26年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第59号 平成26年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第14 議案第60号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第61号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第62号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第63号 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第64号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第65号 平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第66号 平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番 森 治 久 2 番 堀 武

3 番	くまがいさちこ	4 番	西 岡 一 成
5 番	若 園 正 博	6 番	庄 田 昭 人
7 番	広 瀬 武 雄	8 番	松 野 藤四郎
9 番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村 孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井 千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬 時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	大 岩 清 孝	市 民 部 長	伊 藤 弘 美
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	田 宮 康 弘	福 祉 部 長	広 瀬 充 利
都市整備部長	鹿 野 政 和	調 整 監	渡 辺 勇 人
環境水道部長	梶 浦 要	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 長 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	今 木 浩 靖
書 記	島 田 将 志		

開議の宣告

○議長（小川勝範君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（小川勝範君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

3 件報告いたします。

まず、1 件については広瀬事務局長から報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、1 件報告いたします。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成27年 7 月分が実施されました。いずれも現金、預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。その他の項目についてはお手元に配付のとおりです。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 以上、報告しました資料は事務局に保管してございますので、ごらんいただきたいと思います。

2 件目は、お手元に配付しましたとおり、9 月 2 日、若井千尋君から、発議第 7 号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を受理いたしました。

3 件目は、お手元に配付しましたとおり、9 月 4 日、庄田昭人君から、発議第 8 号子宮頸がん予防ワクチンの副反応に対する医療支援の実施を求める意見書を受理いたしました。

これら 2 件については、後日議題といたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第48号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第 2、議案第48号瑞穂市債権の管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4 番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず、1 点お聞きをしたいと思います。

条例の債権放棄のところで、第8条でありますけれども、市長は私債権について次の各号のいずれかに該当する場合は、全部または一部を放棄することができるということで書かれておるわけですが、債権の放棄のところで、よその債権の管理に関する条例を見ますと、債権の放棄については、市長は非強制徴収債権についてということで、私債権と、それから非強制徴収公債権の両方について債権の放棄という規定があるわけですが、どうして私債権だけを規定されたのか。その経緯について、まずもって御報告をいただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 市民部長 伊藤弘美君。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの西岡議員さんの御質問でございますけれども、債権の管理に関する条例の第8条に私債権についてということであっております。

御質問の内容は、私債権あるいは非強制徴収公債権との差というふうに受け取らせていただきますが、非強制徴収公債権は公債権ということで、自治法の規定に基づいて債権が5年で消滅するというふうに定められております。援用を要せず、5年で消滅するというのでございますけれども、私債権については、それぞれの法令等によって債権の時効の期間がまちまちでございますし、さらに申し上げますと援用、いわゆるその債権について支払いをしないという意思表示が必要であると。債権の時効消滅期間が満了しましても、そういう援用ということがなされると債権について自然に消滅することがないということになっておりますので、公債権については5年で援用を要せず消滅するというところの違いがございますので、当市の管理条例としては、私債権についてこういう規定を設けて整理をしていきたいということで、こういうふうな定め方にさせていただきました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 他の自治体では、結構私債権以外にも債権放棄という規定があります。もちろん私債権だけを債権放棄するという条例も見られます。

いずれにしましても、どの債権であっても放棄をする条件としては、債務者が生活困窮状態にあるという状況は変わらないとすると、いわゆる私債権であろうが、いわゆる非強制徴収公債権であろうが、払いたくても払えない者は払えない。その人の生活を維持していくためには、やはり何とかしないと。

特に、次にまた質問しますけれども、時効の援用ですね。私債権に対する時効の援用。だから、この決算におきましてもいろんな繰り越しで来てる。例えば水道料金についても私債権ですね。それについて時効の援用をしなきゃいけないんだけど、していないという状態の事例も今まであったと思うんですよね。そういうものについては、要するに結局不納欠損をやっているんですよね。不納欠損で処理していないですね、そういうものについては。全体そうですけど、どの分野に限らずね。繰り越しでずっと債権を残している。どんどん積み上がっている。

整理ができない、こういう状態が。その点はどうですか。不納欠損で処理したか、あるいはそれをせずに、できないから今の繰り越しでやった。その点はどうなっていますか、現状は。

○議長（小川勝範君） 伊藤部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの御質問でございますけれども、まず不納欠損ということについてでございますが、その前に援用の申し立てがないという御発言。まず、制度上そういうことになっている。民法上時効が成立するには時効の援用が必要であるということが定められておりますけれども、そのことについて御存じない方が大半だというふうに考えております。

となりますと、先ほど例にとられました水道料金などについて、援用ということを御存じないがために申し立てがないので、即時消滅するということがないのが事実でございますので、そういった場合も考慮しまして、それと水道料金に関しては、経理上の処理として水道の決算書を見ていただきますと、不納欠損ということも表示してございます。これは正式にといいますか、手続として債権が消滅するということは、当然援用がないものについては議会の議決が必要であるということが定められておりますけれども、経理上不良債権をそのまま財産として計上することは好ましくないという判断もございますので、不納欠損を経理上の処理としてさせていただいているというところがございます。そういった場合には、今この改めて条例として書かせていただいたことを考慮しながら審査をして、そういった該当の部分に関しては不納欠損しているというところもございます。

それから、今の不納欠損全体の話でございますけれども、まず援用が必要なものについては、そういった判断で不納欠損しますよということになります。そのほか公債権に関しましては、5年あるいは2年で消滅時効が定められております。援用を要せず、時効期間が満了したら債権が消滅するということがございますので、その場合は消滅した債権を請求することができないという判断がございまして、そういったものについては不納欠損をしているというところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） この条例によって、議会の議決を要することなく、報告ということで処理ができることになると思いますね。

ただ、今までの分で不納欠損処分をしたということも言われますけれども、厳密に言うと不納欠損は既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取り扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきであるということは、つまり債権が消滅をしていないですね。債権が債権として存続をしておる。それをどう扱うか。それを不納欠損してはいけない。昭和27年6月12日の行政実例で御存じだと思いますけれども、そういうものがあるわけですね。それを実際具体的な処理として、不納欠損でたまって

もいかんから。

けれども、それはこういう条例があつての話だ。ちゃんとそれは自治法の中に明記されているわけですから、条例があつて、今度出されてきて、これが通れば、今のような形で取れないのにどんどんどんどんたまっていく。職員の事務量も煩雑になってくるとかというようなこともないようにしていくということになろうかと思うんですけれども、そこら辺の問題について、ほかの船橋のインターネットですっと見ていますと、実際問題資料がついているからわかるんですけれども、条文だけだと、条例集だけ、一般の市民の皆さんはインターネットへアクセスをして例規集を見たと。そうすると、瑞穂市債権の管理に関する条例というのが出てきた。それで読んでみると、市の債権、市税があつて、強制徴収公債権、非強制徴収公債権で、それから非強制徴収公債権だと私債権とか、これ言われても一体何の話やと。具体的に何が私債権なんだと。例えば水道料金なんかでも私債権だということをぱっとわかる人が果たしてどれだけいる。恐らくいないと思うんですね。これはずっと高裁、あるいは最高裁決定とかということを経ながら確定をしてきて、私債権として認識をされるようになってきておるわけなんですけれども、ですからそういう意味では、船橋のやつを今ちょっと言いましたけれども、市の主な債権一覧ということで、市の取り扱い債権、債権種別、名称、それから担当課ということでずらっといっぱい書いてあるんですね。

我々がもらった資料というのは書いていますよ。基本的なことは書いている。強制徴収公債権、Aでこれ市税、公課で強制徴収公債権B。強制徴収公債権自体をA・Bに分けて、市税と公課で分けて、それから非強制徴収公債権、私法上の債権となって、債権名が主なものを書いているんですけど、これはもういっぱいですからね。国民健康保険料から始まって、生活保護返戻金だとか、ずうっといっぱい浄化槽の関係からこれだけ2枚。そうすると当てはめるんやね。自分の債権、どういうやつがどれだけやと。これやったら時効だから、2年で時効になるなどか、5年じゃないなどかということもよくわかります。ですから、この条例に絡めてこういうもっと具体的な資料を我々議員にも出していただくと、住民の皆さんからの問い合わせに対して的確にお答えすることができるんじゃないかというふうに思います。

それから、一つお願いをしておきますけれども、規則ですね、規則。条例の中では、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めると書いてある。どんな規則かさっぱりわからない。だから、昔からずっと言っているんですけど、条例を出すときには規則をセットで議員にお渡し願いたいと思う。それを両方比較しながら、内容について理解を深めていくということになろうかと思しますので、ひとつよろしくお願いをしたいと。以上で終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 議席番号6番 庄田昭人です。

議案第48号瑞穂市債権の管理に関する条例の制定についてということでお伺いをいたします。

提案理由の中でも、市が保有する債権の適正な管理と回収を行うため、市条例を制定するものというふうになっております。この部分について、管理ということになりますと、資料を見ていきますと、先ほど言われましたが、8条の放棄というところもそうなんですが、債権の台帳の整備、督促といった管理がなされてこそ、この条例が生きてくるのではないかなというふうに勉強をさせていただきました。

そこで資料2というところを見てみますと、平成23年度から26年度、27年度というふうになっておりますが、この5年で消失する部分の中で公債権、また先ほど言われました私債権といった部分の中で、全てが23年度から徴収する資料48の2のところも取り組み債権の徴収率と推移の目標ということになりますので、23年度からも全て管理がされていて、このたびの条例となって債権が放棄されるようになってきているのか。その部分について、5条、6条、先ほど言われた第8条の債権放棄といったところに今回の条例でつながってくるのかをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 市民部長 伊藤弘美君。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの庄田議員の御質問でございますけれども、まず第6条督促、それから第7条に強制執行等ということで定めさせていただいております。これに関しては、他法令で既に定められている部分を復唱しておりますので、当然のことながらということになりますけれども、関係法令に基づいて督促、あるいは強制執行等の作業をしているということでございますし、それから第5条を見ていただきますと、債権台帳の整備ということで、今、市ではほとんどの債権について関連のコンピューターシステムのほうで管理しております。収納管理というようなソフトがございますので、そういったもので管理もしておりますし、実際に督促については管理あるいは実施をしておる状況でございます。

先ほど資料48の2のことでございますけれども、そういった管理ができていうことで収納状況等を把握し、これが市民の皆さんの公平性、あるいは公正性というところで収納率を上げるためにこういう実績、あるいは目標を持ちながら事務を進めたいというところでございます。

それと、こういったことを、先ほどの西岡議員の質問とも関連しますけれども、お話をさせていただきたかったのは、なぜ市民部長がこうやって説明をするかというところもござい
※
けれども、債権の収納管理などのプロジェクトチームを立ち上げております。昭和22年に立ち上げておりまして、その統括部長ということで市民部長が職責で割り当てられております。そういった関係で私が説明をさせていただいておるわけでございますけれども、そういった管理をしながらプロジェクトチームの中でも職員に対して啓発をしながら、こういった督促、ある

※ 後刻訂正発言あり

いは強制執行というのは強制徴収公債権でないとなかなか難しいところがございますけれども、そういった管理をさせていただいて、進めてきた内容について今回条例のほうに定めをして、適正、的確性を確保したい、事務の効率性を確保したいということで上げさせていただいておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 今、昭和22年というふうに聞こえましたが、平成22年でしたね。プロジェクトチームについては収納率も上がっているという会計監査の報告もありますので、このチームについてのことについては、さらに今後の徴収率を向上ということは私も本当に願っているところであります。

しかし、公債権に関しては確実にやらなければならない、やっている状況であるというふうでなければならないので、平成23年でもこの条例が適正になって、管理はされて執行されていくんではないかなというふうに感じますが、私債権のほうにおいてはそれぞれの使用料等については督促が発送され、その部分の回収が困難であるということが適正に管理され、また強制執行の中の督促、また台帳が管理されていたということについては、しっかりとさせていただき、この私債権については、非常にこれは簡単に債権が失われることなく、徴収はしていかなければならないものではないかなというふうに感じておりますので、この部分についてしっかりと管理運営がなされるように私のほうからもここはお願いをして、この部分について私債権についての管理について、また勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） 伊藤部長。先ほどの訂正を演壇で訂正してください。平成と昭和を訂正してください。

○市民部長（伊藤弘美君） 御指摘ありがとうございます。大変失礼をいたしました。

プロジェクトチームの要綱については、平成22年度に制定をし、実際に活動を平成22年度から始めております。改めて訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第49号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第3、議案第49号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第50号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第4、議案第50号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第51号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第5、議案第51号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第52号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第6、議案第52号平成26年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

私は、議案第52号平成26年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、幾つか質疑をし

たいと思います。

総括質疑ですので、次の２点を考えながら質問したいと思っています。

１つは、総括的視点でなるべくするよう心がけます。２つ目に、決算認定というのは、次年度の予算編成に向けて行うものであるということが議員必携やその他書かれておりますので、その２つの視点でしますので、きょうほかの方もそうですが、この決算認定について出ました質疑はなるべく次年度の予算編成に生かしていただくように執行部をお願いしておきたいと思います。

まず１つ目でございますが、全体的な総括的な市の財政状況を踏まえて、今後の市財政にどのように見通しを持ってみえるかということについて質問いたします。現在、これは平成26年度の決算ですが、若園議員も大津の研修の報告でも述べられたように、瑞穂市財政健全化判断比率報告書によりまして健全ですと。現在のところ、健全なわけですね。歳入歳出、実質単年度収支はマイナスにはなりましたが、基金、地方債の現在高、財政力指数、経常収支比率はちょっと高くなりましたが、現在のところは健全と言えます。

しかし、今後非常に多額の予算を必要とする事業、私は２点上げたいと思いますが、１つは公共下水道事業計画ですね。これが市の発表では30年間で360億。それから、続く30年間の維持管理合計で400億。これについては、市民団体がもっとかかるというチラシも出しておりますが、ちょっと検証できませんのでそれはさておきまして、とにかく巨額かかると。

それから、今議会で私たちに配られました瑞穂市公共施設白書第１番、ことしの３月に作成されたもので今回配られましたが、今までも薄い紙では何回も出していただきましたが、今回しっかりしたものが出ました。これを読みますと、48ページ、49ページですが、このように書かれています。今後40年間の更新改修費は年度ごとの普通建設事業費の約71%になると。公共施設、建物だけの更新改修費が普通建設事業費の約71%になり、財政を圧迫することが予想され、さらに建物以外の道路、橋梁、上下水道の更新改修も必要になると。予算が確保できないことも考えられると記述がございます。これは新規の公共下水道計画は入れないでこのように書かれているわけですね。市民からも大変不安ではないかという声をいただきました。この２点ですね。今は大変健全と言えますが、今後10年20年30年も続く事業ですので、その２つは。これに向けてどのようにやっていくかと、その辺の見通しを総括的に、市長または副市長になると思うんですが、お考えの一端を述べていただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 企画部長 森和之君。

○企画部長（森 和之君） くまがい議員さんの今後の財政見通しということで、まず26年度の決算状況について少しお話をさせていただきます。

実質公債費比率は1.4%ということで、昨年より改善されています。決算事業報告書の３ページにございます財政力指数３カ年平均においては、昨年と同様のものになっておりますが、

経常収支比率が83.1%ということで、昨年度の78.1%より少し経営状態がという内容ですが、ここについては人件費で平成26年度は、久しくなかったんですが、人事院勧告による4月に遡及してベースアップとか期末手当の増額があり、また扶助費や公債費などがふえていることで、財政をちょっと圧迫するような状態になっています。

先ほどの御質問の2点目にありました今後の公共施設の維持管理というようなことから、今後の財政運用ということを少し説明させていただきます。

公共施設白書の、先ほども言われました47ページあたりからのこれからの将来費の試算ということで、試算条件を更新年数60年、更新時の建てかえ期間3年だというように設けて、将来の条件を試算しましたところ、今後の公共施設の維持管理更新費の今後40年間の合計に約620億円が必要となるというように推定され、平均でも年間15.5億円が必要になるというふうに試算をされています。これは瑞穂市の公共施設の全データを総務省のほうの公共施設更新用ソフトのほうに入れて、このように試算するというもので、現実にこの数字が全てこの数字になるかというものではございません。これからそれぞれの施設の維持管理計画、現状のままで維持管理計画更新費がどのように推移するのかという個別計画を立ててこれから進んでいくということになっておりますので、この白書ではいろいろこれからの維持管理更新費が賄えなくなるというような可能性が言われていますが、我々もそのような視点を持ち、貴重な財源を効率よく有効に活用していくというふうに考えております。

今回の報告にプラスして、今年度、公共施設の白書といいますか全体計画をつくっておりますので、それには道路、橋梁なども含めた全部の公共施設の維持管理計画も今年度中にお示しすることになります。それらを勘案して、これからの財政状況を財政として考えていくこととなりますので、御質問の答えになったかどうかわかりませんが、よろしく願いをいたします。

○議長（小川勝範君） 副市長 早瀬俊一君。

○副市長（早瀬俊一君） まず1点目でございますが、市の財政状況はということで、今後の見通しということであろうと思っております。

確かに私どもの財政事情、現状としましては他の市町に比べまして非常に健全だということで、それはよろしいかと思います。

今後でございますけれども、やはり大きな事業がまだできていないというのも一つでございますし、公共施設の今後の延命化、老朽化に対する対応をどうするかということが非常に大事なことでございますので、それらにつきましては今後より計画的に進める必要があるかと思っています。来年度以降でございますが、本当に緊急のものは至急直さないかんと思っておりますし、中期・長期的にやはり瑞穂市の発展のために必要なものはきちっと精査をしまして、皆さんと御相談をしながら進めていくというふうに考えております。

また、公共施設等の白書に示してあるのを見ますと、やはり私どもは2つの町が合併をして

1つになっておりますので、どうしても同じようなものが2つあると。ですので、それらについても長期的に1つでいいものは1つに、5万4,000から5万6,000人の一つのまちとして必要なものはきちんと整備をしていくという格好で、2つあるものは1つに、どのようにまた整理をしていくかということも皆さんと御議論をして進めるということで、緊急性があるもの、中期的なもの、長期的なビジョンに立ってそれぞれきちんと整理をしていきたいと。今までも私も財政は切り詰めてやってきていますので、より一層きちっと計画を皆さんにお示しして進めればいいまちになるだろうと思っておりますので、そのあたりまた皆さんと御相談したいと思います。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 今、森部長と早瀬副市長から公共施設白書に関して御答弁をいただきました。

もう1つの公共下水道をどうしていくかというのは、6月1日から新市長になられ、それからもう3カ月、十分たったわけですが、見直しますというのを就任と同時に言われたきり、どうしていくのかが示されておられません、市長の考えですね。公共下水道については、処理場の問題とか、接続率の問題とか、合併浄化槽の問題とか、単独槽をどうしていくのかとか、それはもうたくさんの要素があります。一般質問でも、3人のうちの1人は私ですが、質問に出ていますので、そこにつなごうとは思いますが、一般質問の方たちのためにも、今まで一度も市長がどのように3カ月間当事者の方たちと話し合い、現在どのように考えていらっしゃるかを聞きしていませんので、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。市長ですね。見直したいという発言は市長から出たものですからね。

○議長（小川勝範君） 環境水道部長 相浦要君。

○環境水道部長（相浦 要君） 今、くまがい議員からの御質問ですけれども、今現在、下水道事業といたしましては、下水道法におきます下水道計画、それから都市計画法における事業認可の手続のための図書の作成業務を行っております。

その中で全体計画も見直していくということで、第1次認可部分の事業費、それから全体計画の財政シミュレーションの見直しを行っております。その成果ができてきたときに、それを見て、計画も含めて見直しという意味でございます。

そういう意味も含めて、市長は現在市民の方にいろんな御意見をお伺いしながら、成果品が出てきたときに見直しをどういうふうにするかということを決めていこうという現段階でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） このことだけ時間をかけるわけにはいかないんですが……。

○議長（小川勝範君） くまがい君、マイクをきちっとつけてください。みんなが聞いています。

○3番（くまがいさちこ君） ありがとうございます。

第1次整備事業に幾らかかるかを見てからと言われますけど、全体が幾らかかるか予想はついているわけですから、第1次も幾らかかるだろうというのは、本当は予想がついてなきやいけないんですね。それを待ってからでないと決められないというのはおかしいと思うんです。ということで、ほかに処理場の問題とかもありますし、市長が3カ月間どのようなことを考えていらっしやって、現在どのように思っているか、ぜひここで一言お聞きしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます。

今、議案第52号は26年度の一般会計歳入歳出の決算の認定の質問でございます。そのように質問してください。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） ですから、最初に申し上げました。総括的なことと、次年度以降の予算編成に向けてですので、そういう意味でお聞きしましたが、市長の御答弁はいただけないものと、そのまま後の一般質問につなごうと思います。それでよろしいでしょうか。

市長もそれでいいと言われているので……。

○議長（小川勝範君） 笑わずにやってください、きちっと。

○3番（くまがいさちこ君） どうして笑っちゃいけないんですか。

〔発言する者あり〕

○3番（くまがいさちこ君） そういうことまで言わないでください。

次に、事業報告書から2番目に、この75ページでございます。教育費の中の瑞穂市教育推進事業、「瑞穂市教育の方針と重点」に900部7万円を使っております。これが毎年同じものを発行しているわけですね。ここにありますが、「瑞穂市教育の方針と重点」。毎年同じです。ことしと去年のものを比べてみますと、1カ所か2カ所違うだけ。1カ所違ったのは、27年度が26年度に比べて「グローバル」という言葉が入っただけです。

これは一体いつから同じものを単年度で発行しているのか。予算がもったいないですね。いつから毎年単年度で同じものを発行しているのか。これが1つ目の質問です。また来年も同じものを発行するのか。

それで次に2点目で、どうしてこういう質問をするかということ、単年度で市の「教育の方針と重点」を出しているのは、岐阜県内21市をきのう全部電話して調べました。県庁に聞いたら、資料がないということでしたので、全部自分で電話しました。というのは、よそは平成20年か

ら国に言われた教育振興基本計画を立てている。20年ですから、もう5年たって、10年単位なんです。10年計画です。世界が非常に変わってきたから、このままの教育ではだめだということで、10年間を見通した教育振興基本計画を立てなさいと。努力目標なんですけれど、県内を全部見てみましたら、名前こそ違いますけど、輝きプランとかという。でも、教育振興基本計画に当たるものであるというふうに書いてありまして、単年度でこんな同じものを出しているのは瑞穂市だけです。

この計画に応じて評価も発表しなさいと言っているわけですね。それはホームページにも出ていますが、そういうやり方をしているので、例えば去年、評価委員会が大月にはほばいいなんというのを出したときに、よくないという意見をもらっていますね。修正していますね。ですから、平成20年からという、ほぼ横山教育長が就任なさってからですね。私、ちょうどその前に議会で発言しているんですね、教育振興計画のようなもの、もし立てないなら、ようなもの。議会でも提案までしているんですけど、否決されています。これが瑞穂市教育振興基本計画と検索を入れますと、私のブログが出てきます、そのときの。議会でも否決され、執行部もやる気がないようだ。それが出てくるだけです。ほかのまちは全部出てきます、これに相当するものが。岐阜県内21市。ということから、これをまた来年も再来年も次の年も出すつもりなのか。今こそ瑞穂市は、今後、2次計画になってくるんですよ、教育振興基本計画は。岐阜県はしっかりやっていますね。県に電話したら、県はしっかりやっておりますと言ったから、はい存じております。立派なもので市もそういうふうにしてもらいたいもんですからと言って、ちょっと問い合わせのときにお話ししましたが、どうですか。21市でこんな単年度で毎年ほぼ同じものを出しているのは瑞穂市だけなんです。どうして教育長さんは、教育振興計画を、ちょうど平成20年から立てなかったのか。よろしいでしょうか。これはいつから出しているのかというのと、教育振興計画、年次計画を出さなかった理由をお聞きしたいと思います。総括的な質問ですので。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 教育振興基本計画についての御質問でございますけれども、改正教育基本法の第17条に新しい内容として、この教育振興基本計画の策定について内容がございます。これは旧法になかったものですが、これは教育基本法を理念法ではなくて実効性のある法律にするという、そういった趣旨もある、特筆すべき内容だと理解しております。

この中身で国が教育振興基本計画を出して、4つのビジョン、それから8つのミッション、30のアクションというような形で具体的に実効性のあるものになるように示しております。それに基づいて岐阜県も教育振興計画をつくってくださったということは理解しております。

まず、1点目の毎年同じもの。毎年同じものではないということです。先ほども議員が言われたように、2つしか変わらないということは2つ変えているということです。それは私が学

校教育課長であった平成19年に今の方針と重点の基本原形をつくりました。それ以降、この方針と重点ということで、単年度で目標を定めて動いてきております。最初に申し述べたように、実効性のある中身ということを大事にした場合に、単年度で1つの目標を考えていくというのは一つの考え方かと思います。

また、国が示す4つのビジョンでいうところの社会を生き抜く力とか、それから未来への飛躍を実現する人材の育成とか、それから学びのセーフティーネットの構築とか、きずなづくり、活力あるコミュニティの形成と、こういった内容については、特に生き抜く力とか未来へというのが高校、大学とか、そういった内容も含んだ内容で、我々瑞穂市が教育委員会で指導している義務教育の最後までの内容という、ある程度限られた内容になります。それは岐阜県でいいますと、県の教育振興基本計画をもとに岐阜県の教育委員会においても方針と重点を定めております。その振興計画に基づいて、具体的にこじこういうことを大事にしていこうというのは方針と重点で、その中身は議員が指摘されるように毎年大きく変わるものではなく、一部修正、一部付加というような形で、繰り返し同じことを指導していくというスタンスです。

そういった意味で、方針と重点は、学校教育における指導の中身として、県・国の教育振興基本計画を受けた内容は幾つもあります。唯一それが欠けているとしたら、学びのセーフティーネットの構築という形で、耐震補強とか老朽化した校舎をどうするかという中身になります。その中身については、教育総務課において、議員御存じのように、15年計画を立てて計画的に進めております。もしそれをこの方針と重点の中に組み入れた場合は、教育振興計画の求める内容はあの方針と重点の中にあると考えております。

ネットや何かで調べて、教育振興計画ということで瑞穂市にヒットしないということであれば、これを教育振興計画の瑞穂版であるというようなことを宣言すれば、そういった形を受けた形にもなるやもしれません。教育総務が行っている事業を取り込んだような形で、方針と重点を変えていくということも今後検討しながら進めていきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 確認します。

これを出し始めたのは、横山教育長が御就任のときからだということによろしいですね。平成20年ですね。19年ですか。ですから、こういうやり方をつくられたのは横山教育長なわけです。いろいろる述べられましたが、詭弁です。教育委員会は瑞穂市の学校教育、それから今、幼児教育も入っていますが、それから、生涯教育を含む社会教育。全くやる気がないと思われるでも仕方ないです。これを振興基本計画に当たりますと言ったっていいと言えますか。恥ずかしいですよ。また、瑞穂市は何だという話になりますよ、これ。どこが違うかといったら、年次計画なんですから、10年間とか、第1次と第2次なわけで5年間ずつつくらせているわけで

すが、10年間一遍につくっているところもありますが、年次計画があつてこそ、だからそれは10年ほぼ変わりませんよね、そういう場合は。10年間これで行くと言えるんです。毎年毎年同じものを出して、2カ所が違っただけ、グローバルが入っただけと。基本的に違うでしょう。5年間の目標とか、立てたものと。毎年同じ紙を出すというのは、全くやる気がないと思われるでも仕方ないです。前から教育委員会は一部政治家と癒着して、非常に私は嘆かわしい。レベルが低くなるんですよ、そういうことをやっている。これもその一つだなということがよくわかりました。

それで、この問題は、一般質問に教育大綱を言っていますので、そこにつながりますが、今度国が首長、市町村長に教育大綱をつくれと言いましたが、調べてみますとこの教育振興基本計画をつくっているところは大綱は要らないと言っているんですね。でも、両方つくっているところもあります。岐阜県しか調べていませんけど、新たに大綱をつくっているところもあります。

それから、中津川市に感心しましたが、中津川市は今まで教育振興基本計画を持っていなかったけれど、今年度からこの大綱も取り入れて教育振興計画をつくりますと言って、もうつくって発表していますね。こういうのはやっぱり気合いがあるんですよ、教育に対する。気合いが全くないです、瑞穂市の教育。大人もですよ、教育というのは。社会教育も含めて瑞穂市の教育は国家百年の計をどうするかと。その責任感と気迫に満ちていますよ、ほかのを見ると。

あとは一般質問につながりますが、大綱も瑞穂市総合教育会議で案が示されていますが、大綱は市長の大綱。大綱というのは基本理念ですね。基本理念を書けばいいんですね。だから、ほかのまちは非常に大綱が簡単なところがありますね。プラス基本的方針とかで具体的なことを書くんですね。だから、それを書かないところもありますよね、大綱をつくれればいいんですから。大綱というのは、どういう子供を育てたいかをいうわけですよ。瑞穂市は教育立市瑞穂、これだけです、基本理念。これって大綱じゃないですよ。ということは、一般質問につながります。

ですから、私がここで言いたいのは、市長は教育長人事をどうしますかと言ったら、来年3月までやっていただくと言われましたけど……。

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます。

今は議案第52号一般会計の歳入歳出決算の質問でございます。そのように質問してください。

○3番（くまがいさちこ君） はい、総括的な視点でやっております。

ということで、今年度中、3月までに瑞穂市の教育大綱をどうするか。教育振興基本計画、大綱にかかわることもできると言われている、これをどうするかは多分出てこないでしょう。これが瑞穂市の子供がふえているという教育の実態だということがよくわかります。教育委員会は余りやる気が見受けられませんので、市長部局も教育にも口が出せるようになったわけです。

から、気合いを入れてやってください。お願いします。

次に、事業報告書の81ページ、青少年健全育成事業費が533万2,000円使われております。これに関して質問いたします。

青少年育成推進員は10人います。ホームページにも発表されております。私は、今までたびたびこの選び方がおかしいということを言ってまいりました。2点言ってまいりました。

1つは、総務課じゃなくて企画財政ですかね。男女共同参画推進事業で示されている審議会等委員の女性の比率を、去年まで、平成26年度までに30%にするという目標の全体の瑞穂市の足を引っ張っているのは教育委員会。この5年間、女性委員がほぼゼロでした。1年間に協議会がありますね、全部の部署の。結果が全部発表されますが、教育委員会のこれは女性がゼロというのを毎年書かれているわけです。ということは、既に私が指摘しました。ということでお考えいただいたんだと思いますが、2名入りましたね。10分の2、女性がついに入りました。このことと、それから2つ目は長期にわたる委員の問題です。この2点を質疑します。

先に長期にわたる委員のことを説明します。これも委員会等で指摘してきましたが、瑞穂市審議会等の設置運営等に係る要綱の中に委員の選出第4条というのがございまして、いろいろいいことが書いてありますが、その3に、委員を再任する場合は、原則として1つの審議会等の委員に10年を超える期間、継続して就任することとなる者を選任しないことというのがありますね。新しくつくられましたね。

ところが、これは前にも言っているんですが、青少年育成委員は5人までがこの3月までで、だから新年度になっていますからまたプラスされるんですが、10年以上超えていますね。瑞穂市になってから15年、今16年目の人とか、12年。だから、半分までが10年超えていますね。それを平気でまたやっているわけですよ、今年度も。これはどうしてですか。原則として10年超えないことと。原則としてを超えてしまう。原則以外何があって、半分以上が10年超えているんでしょうか。まず、これをお聞きします。

○議長（小川勝範君） 教育次長 高田敏朗君。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

長期の委員さんがいるということは御承知のとおりですが、審議会等の関係については、教育委員会の中でも各委員と皆さんに理解していただくということで説明させていただいて、例えば社会教育委員さんなんかについては、内容について御理解いただいて、最高で二十何年という人も見えたので、その方については御理解いただいてかわった経緯もあります。

青少年については、中身が審議会等でも審議会の内容ではありませんので、それぞれの推進員さんがそれぞれの地域で活躍をされているということで、非常に地域に密着したそういう活動をされているということで、当然こちらの青少年推進員の方にも趣旨については十分説明させていただきました。そういう中で、任期としてやめられる方もあるというところで、新しく

女性の方もお願いしましたし、また途中でやめられた方もありますけれども、非常にこういう青少年健全育成の活動というのは、やはり余人がかかわってもその趣旨等が達成できないという部分も、全てではありませんけれども、そういうのもありますので、今回、年度末であったということで検討はさせていただきましたが、年度初めの事業も始まるということで、もう1期お願いすることにいたしました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 何をかいわんやという感じですね。つまり要綱を無視してよろしいと。半数ですよ。22年やっている人いますね、今おっしゃいましたけど。かわっていませんよね、今年度も。かわっていませんよ。23年目になるわけです。さっきの教育振興基本計画と同じです。何でそうなるかといったら、お友達人事だからだと思っています。癒着だからです。私、もう10年言っていますけど、癒着していると。実は25年前から言っているんですけど、PTAが問題だと。それが議員になってここへ出てきたら、本当にその弊害がこのように出ているなというのを実感しております。そういう観点で指摘しております。これは堀前市長が問題だということを認められて、1年前に。それで女性を入れられたんですね。でも、長期のことは何も見直せない。これが実態ですから。

それから女性のことですが、2人入りましたが、実はもう1点お聞きしたいのは、ある人から電話がございまして、女性です。青少年育成委員になってと電話があったと。あれって何をやるのと。電話でなっというとわかれただけで、よくわからないから、何をやるんですか。資料を送ってくださいと言ったら、送りますと言って、待っていたら、何の電話があったかというのと、決まりましたから結構ですと。決まったのがこのお2人なわけです。お友達人事ですよ、要するに。このエピソードは何が問題かというのと、1つは全くマナーがないですよ、教育委員会の皆様、トップ。資料を送りますと言ったら送らなきゃいけないわけでしょう。送らずにして、決まりましたから結構ですって。何ですか、それは。道徳教育どころじゃないですよ。

それから、30%までいいわけですから、これ2人ですから、3人、その人も入れてもよかったわけですよ。どうしてもう1人入れて、30%に近くしないんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これについても、推進員の皆さんの中で検討していただいて、趣旨は理解していただきましたが、お2人がやめられるという意思を示されましたので、その女性お2人をお願いしたということです。

事務上の資料を送ると言って送らなかったという事実があったということでしたら、それは大変申しわけないことをしたなと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 推進員でどうして協議して決めるんですか。そういうことをやっているから癒着だというんですよ。市が選ぶわけですよ。そもそもこの10人のほぼ全員が癒着人事なわけですから、そういう人が協議して、あと欠員の2人を誰にするかといったら、お友達を引っ張ってくるに決まっているじゃないですか。私は勘ぐって、お友達じゃなかった人に声をかけちゃったから、これは教育委員会の見識だと思いますけれど、想像ですよ。だけど、推進員の人たちにこの人がいいと言われて、そっちにしちゃったのかなと思っています。ここにも教育委員会の非常にレベルダウン、公平・公正ではなく、気合いもないと。瑞穂市全体のことを考えてないんですね。それが見えると思います。

次に行きます。事業報告書から公園事業についてお聞きいたします。67ページにございます。

この26年度だけで1億1,700万円使われております。これも一般質問を過去にしてきましたが、堀市政の8年間で10億、土地代と整備費に使っております。これはふれあい広場の2.9億円、3億円と土地と整備費です。それから大月の1億7,000万円、土地代です。これを抜いたお金で10億円使っていますね。これを入れると14億7,000万円、15億円ぐらいになりますが、公共施設白書でかなり全国的な平均とか、瑞穂市はどの程度整備されているかというのを見ますと、非常にいい線いっていますね。ですから、過去にも申し上げましたが、ただ数字だけですよね。それは仕方なかったと思うんですね、数字だけ上げようとしたのは。ただ、土地を買うルートが非常におかしいと私は思っていますが、これだけお金をかけたのに、この総合計画に対するアンケート調査には、今から述べる言葉だけで50近い言葉が、パソコン検索ならヒットすると言いますけど、出てくるんですね。例えば公園が少ない。こんなにあるのにですよ。公園が少ない。子供が遊べない公園だ。遊具がない。子供からお年寄りまで遊べるところが欲しい。大人もゆっくりできるところが欲しい。地域的な偏りがある。これは総合計画作成のための市民アンケートの自由意見のところに書かれています。どういう項目かということ、道路、公園、下水道など公共インフラ整備です。これに関しても一般質問してまいりましたが、一応数字的には達成したわけですから、市も御報告なさっているように。これから実際に使ってもらえる。あと、お天気の日にも日陰もないとか、木もないとか、雨宿りするところもないとか、こういうのも出てきますが、次年度から公園をどのように整備していくのか。実際に子育て中の家族が多い中で、そして同時に高齢化ですよ。おじいちゃん、おばあちゃんも公園でゆっくりしたいと、そういう需要がある中で、今後次年度からどのように公園整備をしていくのか。この観点から御説明いただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 都市整備部長 鹿野政和君。

○都市整備部長（鹿野政和君） 公園整備につきましては、前市長のときからも含めて、非常に

公園が少ないというところで、1人当たり8平米という目標を持ちながら整備してきたと。それはボリュームとして整ったというところであるけど、その中身が少し不足している御指摘だと思っています。

今、当初の計画しておりました公園につきましては、今整備途中の井場とか野白とか、最後には下穂積のほうにも今計画をしておるわけですが、これが一段落するという中で、次の充実をさせていきたいというふうに思っております。

先ほど言われたように、整備については、用地費、また造成費等で費用がかかる中で、最低限の遊具、また植樹というところで、今言われるような御批判もあると思いますが、内容につきましては、事業費を一段落した後に、さらに公園の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 言葉だけではなく、実際に気合いを入れてやってくださいね。お願いします。お年寄りや死んじゃうし、子供たちはすぐ大きくなっちゃいます。早くしなければ間に合いません。

最後に、地籍調査事業、報告書の70ページについてお尋ねいたします。

地籍調査費がおよそ700万円。現在、平成31年度までの10カ年計画で古橋地区を実施しております。せんだって、住民相談を受けまして、直接地籍調査に関係あることではないんですけど、市の土地とか境界線に関することで相談を受けました。そのときに初めて私は勉強して、地籍調査というのがどれほど大切なものか。また、これこそ行政がやる非常に地道なもので、公約に上げる政治家なんていないと思いますが、宅地開発が進む瑞穂市にとっても大切なものか、行政がやるべきことか。しかも、費用は国がほとんど出すわけですね。ですから、もっとスピードを上げてやらなきゃいけないんじゃないかということを思いました。

やっているところとやってないところで不公平感が物すごい出るわけですね。というのは、やってないところの人が土地を売ろうとすると、自分でやらなきゃいけないんですね。これも市への恨みになりますので、ちゃんとやってくれなかったと。そして、現在、穂積地区から要望書が出ていますね。うちにも、土地をほとんど持たない私のところにも署名してというふうに来て、初めて知りました。という現状から質問いたします。

瑞穂市の地籍調査の実施率、全国平均とか、県内の平均とか、それから何番目かと。これ通告してありませんので、もし無理だったら後から教えてください。

それから、今後の計画がほとんど、D I Dというんですか、家が集中しているところは32年度からやると。31年まで古橋だけやると。だから、物すごく遅くなりますよね。もっとスピードを上げられないのか。

それから、要望書が出た場合、これは計画にのっとって先送りにどんどんしていくのか。要望書が1カ所、2カ所、3カ所出た場合は、計画とどういうふうに兼ね合いをつけるのか。以上をお聞きいたします。実施率、要望書が出た場合の取り扱い、優先をどういうふうにしているのか。それから、もうちょっとスピードアップできないのか、3点お願いします。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、地籍調査の御質問でした。

まず、県内、それから瑞穂市のレベルがどのぐらいかというのは、ちょっと今手元にありませんので、調べて改めて報告させていただきたいと思います。

それで、今申し上げられました、穂積地区もというようなお話がありました。先日、まだ近々ですが、国道南からの穂積地区で、これは地籍調査とは少し形は異なるんですが、法務局が測量、境界を決めていくという、ここですと岐阜法務局がやる事業が、最近と言ったらあれなんですけど、我々そういう情報を得まして、地籍調査というと地元の要望の中で10カ年計画を上げた中に、その間に入れるということはなかなか難しいので、今新しいそういう事業で法務局の備えつけの図面を直すという事業が、法務局自身の費用で、極端に言うと100%の費用でやっていただくという事業があります。

地籍調査ということで、この事業を使うとその境界等も、特に地図混乱地域というような中で、穂積地区の中には水路とか道路が屋敷の中を通っていたり、非常に境界について家を建てると困られるというようなところをお聞きしている中で、この制度を使ってというのがちょうどうちの穂積地区の実態と法務局の考えが合致したので、そちらのほうを使って、いわゆる地籍調査に近い格好の調査をしてきて、官民境界等を整備していきたいということの事業を、先日要望もいただきましたので、それを法務局に上げまして、その事業も30年以降と聞いていましたけど、少し前倒しになるようなスケジュールもお聞きしましたので、そちらに乗っかった格好でいきますと、3年ほどでできるというようなこと。それから、先ほど言われましたように、D I D地区が、基本的にはそこに地図混乱地域があること自身に問題があるので、そこを重点にやろうという内容ですので、一部D I Dから外れた南のほうも穂積地区にはありますけど、穂積地区の地区としての事業として法務局のほうには市長名で要望書を添付して要望を上げて、事業を早期に着手したいというふうに考えておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 全体のこともお聞きしたんですが、新しいやり方、法務局がやると、100%お金を出して。これの方法が出てきたということですが、じゃあ瑞穂市の今後の全体の地籍調査事業ですね。法務局のやり方も含めて、もうちょっと早めることはできますか。早めるつもりはありますか。全体です。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 結局何が解消されるかというのと、お互いの民民、官民の境を確定しようというのがこの事業であって、一番いいのは基盤整備までが伴う区画整理というのが一番理想の形だと思います。

その次に、地籍調査というのはやっぱり10カ年の計画の中で動いておりますので、その中で次の10カ年でまた次の地区を入れるという格好になります。それを早くするよというのは、今の法務局の事業がありますので、できるだけいろんな情報をつかんで、やる地区が限定される可能性もありますので、そういうトラブル、また測量にお互いに市民にとって費用負担がかからないような方法をこれからも検討していきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） いろいろ勉強してわかったことがあるんですが、本当に区画整理ができればいいわけですね。特に瑞穂市は駅前の整備事業が全く手をつけられない状態、一番困難なところも地籍も確定できない状態ということもあって、ちょっと地籍調査の勉強をしましたが、区画整理も駅前は本当に大変なんです、今後どこから駅前のことをやっていくのか。

種もまいていない。芽も出ない。近隣市町村にも大変迷惑をかけているわけですから、地籍調査よりあそこの場合は区画整理になるということも理解できますが、ぜひその辺を視野に入れて、瑞穂市がやらないことには前へ進まないわけですから、ぜひ検討に入っていただきたいということを要望して、終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず、簡単にお聞きします。136ページの委託料の社会保障・税番号制度対応システム改修費に関連をしてお聞きしたいと思います。

10月5日からいよいよマイナンバー制度につきまして、通知カードが定住の外国人の方や日本人の赤ちゃんからおじいちゃん、おばあちゃんまで全員に発送が始まる。来年の1月から利用が始まる。こういうことでありますけれども、まず一番先に聞きたいのは、ナンバー法の第27条について説明をしていただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 企画部長 森和之君。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員さんの御質問にお答えいたします。

マイナンバー法案の概要は手元にあるのですが、その条文について確かではありませんので、お答えは今のところできない状況になりますが、よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 先ほど私が申し上げたように、社会保障・税番号制度の対応システムの改修費、こういふことで執行部は決算書に1,364万円書いてあるんですね。ですから、これを提起した以上はマイナンバー法の第27条を答えてもらわなきゃ困るんです、自分たちが提案しているんですから。この提案のマイナンバー法の27条との関連はどこにあるか。ここを執行部はわかってなきゃいけないわけですね。特定個人情報保護評価ということで第27条は規定をしております。ちょっと長いですがけれども、大事な話ですので、全文を読みたいと思います。少し中略はしますけれども。

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面、これ評価書といいますけれども、を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも同様とするということで、1号から7号まで具体的な中身が書かれておって、27条の第2項で、前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも同様とする。

3項、特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第52条第1項の規定により得た情報、その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4項、行政機関の長等は、第2項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとするということで、あと5項、6項ありますけれども、今直接的に関係する部分について読ませていただきました。要するに行政機関がマイナンバーに対応するための情報システムを改修する。その際に国の第三者機関の承認を得ることが、この第27条によって義務づけられているんですね。ですから、質問は次のようになるんです。この承認を受けましたか。

○議長（小川勝範君） 総務部長 大岩清孝君。

○総務部長（大岩清孝君） 西岡議員の御質問に関して、今手元に資料がございません。それで正確な答弁ができませんが、1点、私のほうで知り得ているのは、特定個人情報保護評価書というのを法律の27条でつくらなければならないということで、マイナンバーが今度10月5日か

らスタートいたします。その前に市としては評価書を作成しました。瑞穂市の取り扱うマイナンバーは、全項目において、これもランク分けがありまして、ちょっと数字は忘れましたが、一番ランクの低いところで評価書をつくらばいいということで聞いております。取り扱う件数が5万件以下が一番小さいランクだったかと思いますが、それについては評価書を作成いたしました。ちょっと質問の内容と違うかもわかりませんが、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 法の条文は、先ほども読みましたけれども、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、次に掲げる事項を評価した結果、評価書と、今、話に出ましたね。それを公示するという規定になっておるんですね。

その1号から7号まで、これ先ほど読んでいませんで読みますと、評価書をどういうものをつくったかと重ねれば出てくると思うんですけども、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数、2点目、特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量、3号、行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取り扱いの状況、4号、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要、5号、特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式、6号、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置、7号、前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項。これだけ書いてあるんですね。

これを記載した書面を公示する。これ義務なんです。だから、それをやって、第三者機関である特定個人情報保護委員会の承認を得る。しかる後に、それを公表するという流れになっていくわけなんですね。

ですから、この条文に基づいたマイナンバー法ですから、内閣府はいわゆる行政の効率化、公正・公平な制度を導入する、こう言ってこの法律をつくっているわけです。だから、結論から言いますと、時間が余りないですから結論だけ言っておきますけど、7日の内閣委員会で保護委員会の事務局長がどういうことを言っているかということ、委員会の承認を受けておりませんと言った。全国で1万7,000件あった。その全てが承認を受けてない。それで10月5日から何千万の人たちに通知カードを郵送する。1月から利用する。そして、3日の衆議院の本会議では、個人の預貯金、民間の銀行にどれだけどこに入れているか、メタボ健診の健康情報ということで、どんどんどこどこ共通番号制に入れ込んでいる情報をふやしている。そして、自分たちは片方で何をやっているかということ、自分たちが決めた法律を守っていない。これ違法なんですよ。違法行為をやっておるんですよ。マイナンバー制度は公平・公正と言いながら、自分たちが全く違法行為をやったまま、10月5日、それから来年1月に突入しようとしている。

また、これは討論で少し話しますけれども、一応そこら辺のところを、答弁はいいですから、ぜひまず受けとめて、今後の方向について慎重に検討するという姿勢を持っておいいただきたい。こういうふうに申し上げて、質問を終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 7 議案第53号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第 7、議案第53号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） 議席番号 8 番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第53号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお尋ねします。

国民健康保険は、医療分とか介護、こういったものの中で所得割、あるいは均等割等でそれぞれ平成26年度に税率を引き上げておりました。その結果、歳入歳出決算の総額から残ったお金ですけれども、26年度は2億7,935万9,000円となっております。

他方、単年度収支については、平成25年度が4,758万8,000円の赤字でございました。今年度については992万9,000円の黒字というふうになっております。

それから、積立金の話ですけれども、平成26年度につきまして一時3,000万円近く前倒しをしたこともありますけれども、実質としては積立金基金は3,024万9,000円が積み立てられて、26年度末で積立金4億7,394万3,000円ということになりました。

そこでお伺いしますけれども、平成26年度に国保税の税率を改正して引き上げておりますけれども、これが本当に引き上げる必要があったのか。そして、26年度の引き上げによってどのように検証されておるのか。

それからもう1つは、ことしの5月13日に臨時議会がございました。これは国保税の限度額の関係ですけど、承認第2号です。このときにも質問しましたけれども、答弁としては、平成26年度決算しないと説明ができないという答弁でございましたので、仮に国保税を引き上げしなかったら、単年度収支はどのくらいになっておるのか。これは赤字になったのか。あるいは

積立金については、積み立てができなかったのかといったような検証についての結果を質問いたします。以下については、議席のほうでいたします。

○議長（小川勝範君） 市民部長 伊藤弘美君。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの松野議員の御質問でございますけれども、平成26年度に国保税率を改正させていただいております。

その結果として、今年度実質収支では約1,000万円の黒字ということでございますけれども、基金の積み立てと、そういったところに絡んできますし、また26年度の実績といいますか、決算の内容を多少分析してみております。25年度では4,758万8,000円の単年度収支の赤字でございましたけれども、今年度約1,000万の黒字ということで、まず歳入ですけれども、保険料として約3,000万円の増額、それから公費のほうで約6,400万円の増額ということでありますけれども、歳入全体としては2,900万円程度の増額ということでございます。

それに比べまして歳出のほうは、これも保険給付のほうで約3,700万円の増額となっておりますし、それから国や支払基金など国保連合会、そういったところへの支払いのほうも約3,600万円の増額ということで、支出の全体といたしましては約2,900万円の増額ということになっておるということで、決算としては、確かにおっしゃいますとおり2億7,000万円程度の繰り越しも出ておりますし、そういったところで今年度は基金のほうへ積み立てということをさせていただきました。

この税率を改正しなければどうなったとかいうことに関しましては、申しわけございません、手元にはその試算をした資料を持ち合わせておりませんので、正確にはお答えできませんけれども、昨年度並みの実質単年度収支については赤字になっていたであろうということを予測しております。以上です。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 値上げをしなかった場合は、単年度収支は赤字になるだろうというお話でございます。

単純に比較をしてみたんですけれども、25年度については歳入は51億4,000どれだけです。歳出が48億幾らということで、2億9,900万の黒字、繰り越しやね。26年度については、今言われたように2億7,900万円の繰り越しと、次年度へね。26年度は税率を上げていますので、単純に見た場合、25年度の歳入は税率を上げていませんので、51億4,000幾らの歳入。26年度の歳出が48億6,000ということですので、これを引きますと2億5,000万近くの黒字になるというような格好の計算なんですよね。要は25年度の収入と26年度の歳出を引きますと、黒字になるんですよね。ということは、これ総額からの話ですけれども、引き上げしなくてもよかったというふうに思うわけですね。部長は赤字だということにお話をされていますけど、そこら辺

についてはよく検証をしていただきたいというふうに思います。

それから、次の質問ですけれども、広域化の話が出てくるわけですが、平成30年から国保関連については県下一本になっていくわけであります。現在、共同安定化事業というのは、給付費とか高額医療費の関係を各市町等は拠出金を出して運営をしておるわけですね。30年から国保を一本化する場合、あとは財政だけの問題、財政の収入の問題だけだというふうに思うんですね。

これについては細かくそういった資料がありませんけれども、県で多分いろいろ関与がやられていると思います。瑞穂市はそのメンバーに入っていないので、多分入っていないと思いますけれども、他市町が入っておるんですが、そういった中の資料から見ますと、保険税率については県各市町多分一本になるんじゃないかというふうに思います、保険税率ね。

あとは応益応能分の関係ですけれども、そこについては当市の医療費の実績分とか被保険者の数、そういったものを参考にされながら出てくると思うんですけれども、一本化されたときの試算を見ますと、4方式とか2方式、3方式、いろいろ県でやっております。その数字が新しいか古いかちょっとわかりませんが、4方式の場合ですと、多分1人当たり9万幾ら支払いをするということになるんですけれども、瑞穂市の26年度の1人当たりの保険料は12万幾ら払っておるんですけれども、ちょっと安くなるかなというふうに思います。

これについても、2方式になるのか、3方式になるのか、4方式になるのか、そこら辺は議論がされてくると思います。収入はそこら辺で議論していただければいいんですけれども、要は積立金が4億ぐらいありますね。これの必要性といいますか、統合されたときに、財政運営はその収入によって行うわけですので、そこまで積立金を持って、また連合会へ行くという話じゃないと思うんですよね。ですから、積立金は30年までにどこかの税率、例えば資産税とか、そういうところを下げて、そこへ補填するというような格好でやっていくのも必要ではないかというふうに思います。質問がちょっといろいろあれですけれども、わかる範囲で、部長、よろしくをお願いします。

○議長（小川勝範君） 伊藤部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、まず何からお答えしようというところでございますけれども、まず国保の改革対策検討会というのが県で開かれております。私どもの医療保険課長が委員として出させていただいております。

一部検討会議の議事の概要というものをたまたま手元に持ち合わせておりますので、その中からということになりますけれども、まず保険の基盤安定制度につきましては、現状どおりということでございますけれども、財政運営の主体が県になるということがありますので、いわゆる出したものを返してもらうという制度ですので、どうもこれは財政を担う県のほうで調整をされるので、制度的にはあれなんです、負担金ですとか還付金という考え方が一部変わる

ようなことを聞いております。

それから、今度県が財政主体ということになりますと、県のほうへ納付金を納める。今まで市のほうで単独で運営していたものが、例えば瑞穂市ですと、国保税としていただいたお金を県のほうに納付金として納めて、県のほうで一括管理されるということになりますが、当面の間、30年度にそういう体制づくりが整って、30年度から運営を始めるということでございますけれども、県内で統一化に向けて保険料を決定していく予定はあるのかというその場の質問に対して、そういう考え方は持っておって平準化をしていきたいということではございますけれども、30年度に即そういうことが実施されるのかというと、そうではなく、平成35年度から40年度を目安にそういった平準化、統一化ということをさらに検討を進められるというふうに承っております。

それから、基金のことでございますけれども、今申し上げたように平準化というのがさらに先になってくるところもございまして、財政基盤そのものは県のほうで運営をされるんですけれども、それ以外の部分に関しては、あくまでも今までどおり市が対応というところがございしますので、そういった基金を国保税の減額に対応するように繰り入れるということが果たして今現在でできるかということがございまして、例えて言うと流行疾患等が発生して、想定外の経費負担が必要になって、保険給付が伸びたりなんかしたときには、当然基金から繰り入れて資金繰りをしていかなければならないというところもございしますので、今のところとしては基金を利用しながら、基金をなくすような形で税を軽減するということは無理なのかなというふうに考えております。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 平成30年から一本化になるわけですがけれども、それぞれ各市町が納めるお金は一本化ではないと。ある程度の期間を置いてから一本化されるということですね。

資料をインターネットで見ましたんですけれど、例えば県下で4方式を仮定した場合に、瑞穂市はさっき言いましたように9万幾らということですね。岐南町でいくと10万円、白川村でいくと12万円近く1人で払うというふうな計算になってきます。そこら辺は県の委員会の中で十分議論していただいて、やはり平準化されたような格好の1人が納めるお金ですね、そこら辺を検討していただければと思いますし、基金についてと26年度の決算の検証、そこら辺については福祉部のほう、担当のほうでよく検証していただくということでよろしくお願いします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第54号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第 8、議案第54号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。なお、再開は11時20分から再開いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時19分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第 9 議案第55号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第 9、議案第55号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2 番（堀 武君） 堀武、質問をしたいと思います。

監査委員から出ておりました件に関して、これは議会全員協議会に不適正会計処理と健全な事業運営ということが出ていますけれども、主語がない、主語が。誰が責任をとって、誰がどういう形でしたかという主語のないこんな文書を議会全員協議会に提出すること自体が、極端な言い方をすると議員をなめておると言われてもしょうがない。だから、これに関して、どういう形で誰がつくったのか、そして誰が責任を持って最終的にして、誰宛てに出したのか、これを明確にして。なぜかという、私これは公文書公開請求によって取り寄せてあります。だけど、これを見せるわけにいかない、私個人のですから。ただし、やめられた奥田副市長、堀市長までありますけれども、これずっと教育長まであるの、判こが。だから、その辺のことを答弁願いたい。

あとに関して私も一般質問でするものですから、この文書の主語というのだけはっきりしていただきたいと同時に、議長にお願いしたいのは、これ私個人では持っておりますけれども、

議員全員が知る必要があると思うんです。ですから、議長は教育委員会か総務課かどこかに通して、支出負担行為兼支出金調書を全員に配付していただく。そうすると、文教厚生委員会でもそうですし、一般質問でも何も私が独占的にするつもりはありませんから、これを見て正確に判断して、そして今後の給食の体制について、果たして現場だけなのか。それとも、判こが押してあるもんですから、そのようなことも今回は質問はしません。一般質問でしますけれども、2点、1つは議長に対するお願いと、それからこの文書の主語を知りたい。以上を教育委員会にお願いします。誰が作成したのかという2点です。よろしくお願いします。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。

これについては、9月1日に監査委員から報告がありまして、そのときに、内容としては事前に新聞等で報道ありましたが、それについて説明をしたいということで、今回文書を出させていただきました。これについては教育委員会がこの文書をつくりまして、教育委員会がこのように善処していきたいという形で2点の内容についてまとめさせていただきました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 教育委員会が作成して、教育委員会が報告した。だから、主語がないと言っているんですよ。判こはトップまで押しているんですよ。それが教育委員会が作成した。教育委員会の誰がつくって、誰が責任を持って、これを議会全員協議会に提出したということを確認しないと、こんなのただの紙切れでしょう。誰が責任とるの。誰が責任を持って行動するの。

だから、こんな文書を出して、はいそうですかというわけに議員はいかないですよ。そんなことで、はいわかりましたと言ったら議員は何しておるんやと言われる。これは一般の人が見たとき、こんな主語のない文書、誰が責任をとるのか。教育委員会が責任をとる。教育委員会の誰が責任をとるの。教育長も含めて、提出した責任者の名前を書くべきでしょう。ある意味での公文書でしょう。違いますか。だから、もう1回聞きますけど、誰がつくって、誰が出したのか。今ははっきりできないなら、また一般質問でしますけど、それまでにはっきりしたことをするようにしてください。答弁できなければできないで、一般質問のときにさせていただきます。以上です。よろしく。

○議長（小川勝範君） 教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この文書につきましては、教育委員会として作成いたしました。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 教育委員会として作成したと言うんですけれども、支出金調書に次長、教育長まで判こを押しているんですよ。じゃあこの責任は、一般質問でしやいいですけど、誰がここまで来るに理解していたのか。そうすると、前のときの堀市長、奥田副市長と同じこと。全然確認もせずに押したということになるし、そうでしょう。

そして、また知っていてやったなら、これ大変なことだし、どっちにしたって、これ自体が大変なことなのよ、やっていることが。監査委員が指摘しなければ、私らもそのとおりに通っていったかわからん。これ重大な問題なもんですからね。だから、その辺のことを、文書としては教育委員会だと。こういう私らの公文書公開請求書に対してでも、ここに瑞穂市長 棚橋敏明、私が提出しているわけよ。明確に名前は出ているわけですよ、私も出ているし、受けるほうは市長名が出て、判こまで押してある。そのようなことがしっかりとした体制でいかなければ、こんな問題が起きて、責任の所在なんて誰があるのと、下へ下へと押しつけておるように感じるし、給食センターが過分な形で労働的に大変だとか、メンタル面で大変だとか、いろいろな調整がとれないのに対して、所長自体、定年でやめたと言いますけれども、じゃあ実際はどうなんだとか、定年でやめたから知らないというようなことでは、何の調査もしてない。何の改善にもならない。だから、そういうようなことを含めて、誰かこれに関して質問するのか、私がするのか云々だけど、明確な答えを教育委員会にしてほしいし、行政側に対しても最終的に云々やないけれども、教育行政は独立、給食も独立やと言うけれども、人件費とかその他に関して言えば行政の責任も当然あるんですから、どういう考え方をするのか、また聞く場合がありますから、その辺のことでこんな不誠実な答えをするようなことでは困ります。さきのくまがい議員の質問に対してでもちょっと不誠実な点もありますから、一応それだけ述べて質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

平成26年度学校給食事業特別会計決算につきまして、監査報告書において指摘がございました。これは監査報告書の3ページと49ページにもございます。

まず、どういうことかといいますと、2点指摘されました。1つは不適正な会計処理、2つ目は健全な事業運営に努めなさいと。

1番につきましては、平成25年度分が赤字だった。この実質赤字を避けるために、原則単年度会計になっていますので、これを避けるために平成26年3月分を翌年度、26年度の4月分に請求書を意図的に分割し、赤字分の310万円を26年4月分として支出したと。26年度の会計監査で指摘されたわけです。

もう1つは、消費税が8%に引き上げられたことに伴い、学校給食費が値上げされたにもかかわらず、多額の繰越金を発生させた。繰越金は358万2,000円です。学校給食費の改定が給食内容に反映されず、質・量の低下を招いたのではないかと疑念を抱かざるを得ず、健全な事業運営がなされているとは言えないと。この2点について監査で指摘されました。

教育委員会から私たちには、本当にどこが出したか、何日に出したかというのものない。全員協議会様というのがあるんですが、これがありまして、対策として、分割処理したことについては、今後二度とこのようなことが起きないように、教育総務課、給食センターがお互いにチェック機能の強化を図り、組織全体として連携を密にし、給食運営に善処していきますと。2つ目の繰越金300万を発生させたことについては、今後の対応として、本年度より年間の執行計画を策定し、その執行計画について、教育総務課、給食センター及び栄養教諭も交え、栄養教諭さんが材料費を発注するんだそうですね。栄養教諭も交え、2カ月に1回、献立表作成時期だそうです。計画的に見直しをかける調整会議を設け、その年度の収入に見合った支出の執行ができるよう計画的な執行に取り組んでまいります。要するに計画的な執行をしてこなかったと言っているわけです。

最初の質問をいたしますが、この不適正な会計処理、報告では、給食センター長が岐阜県学校給食会に依頼をしたと。不適正な分割処理をしてくれと。言われるんだからやってもいいだろうと思ったらしいんですけども、この経緯についてもうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 教育次長 高田敏朗君。

○教育次長（高田敏朗君） この経緯でございますが、一番最初にこれを私どもが知ったというところから説明させていただきますけれども、7月1日に平成26年度の学校給食事業特別会計の歳入歳出決算審査があるというのがあって、それに備えて準備をしていたんですけども、それより前、6月22日付で監査委員事務局長から平成26年4月分の学校給食会の支払いについて、平成26年3月分が間違って支払われていないか確認してくださいとのメールを受けております。

そこで、平成26年4月分の支出伝票と、それに添付されている請求書を確認したところ、4月分としての牛乳の個数が異常に多くなっていることに気づき、早急に納品書と確認をさせたところ、請求書と納品書の個数が合っていないということがわかりました。そこで、当初請求書が間違って発行されていないかということで、6月30日に今の給食センター所長と、それから教育総務課長が学校給食会を訪問して、前給食センター所長より請求書を分けてほしいとの依頼があったので請求書を分けてしまったということを学校給食会の事務局長から報告を受けました。その時点で、請求書を分割していたということを私どもは確認しました。

7月1日のときに、そのことも含めて決算審査を受けたわけですけども、そのように監査

委員に報告しましたら、監査委員のほうはその前に、29日には監査委員は確認していたということでございました。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 経緯はそういうことで、直接の責任者は前給食センター長であると。やめられたと伺っておりますが。

それで、今後1の不適正な会計処理も2の繰越金310万を残したことについても、内部で執行計画についてきちんと打ち合わせをすると、今、壇上で読ませていただきました。こういうことを今までしていなかったんですかということを確認したいんです。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 給食センターには所長と事務員と管理栄養士がおりまして、材料の購入から給食をつくることから、全て給食センター内でやっておりました。あと、決裁とか伝票に関しましては、決裁の確認をするわけですが、伝票等にいたしましても、賄い材料を買ったと、それを誰が確認したかというところには施設長の確認の印鑑がありますので、そこを何か不適正なことをしていないかということで、そこまで詳しくは確認していなかったというのが状況です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） センター長の印鑑をさらに確認することはしなかったと。で、見逃したということなんですが、ここに書いてあることですね、今後は執行計画を策定する。策定してないんですか。

それから執行計画について、教育総務課、給食センター及び栄養教諭も交えて、2カ月に1回、計画的に見直しをかける調整会議を設ける。計画的な執行に取り組んでいきますと。こういうことをやらなかったということなんですが、これは一般的にどこもやらないんですかね。ほかの市町。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 当然やることです。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 非常に誠実な御答弁ありがとうございます。

本当はやることなんですね。それをやっていなかったということをお認めになって、今後はやりたいと。少しでも改善されるということは、何と申しましょうか、喜ばしいことだとは思っています。

それで、このことについて井上和子代表監査委員が登壇されて、1日の議会初日に、最後にどういうふうにとめられたかといいますと、教育委員会の内部統制秩序がないと。欠如していると。私、覚えているのは2回まで覚えているんですけど、3回言われたかもしれませんが、細いお声を張り上げて繰り返し言われたんですが、教育委員会に内部統制秩序がないと。そういうふうに言われますと、これは給食のことだけ言っているんじゃないかと受け取れる言い方だなと私なんか思うんですが。内部統制の秩序がないと指摘されたことについて、今実際に執行状況の確認とかは今までしてこなかった。普通はするもんだというのもありましたけど、このことについてはどう思われますか。内部統制の秩序がないと。

○議長（小川勝範君） 教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これについては、監査委員から前から実は指摘されるところで、というのは何かといいますと、給食費の滞納があるときに給食センターだけに任せないでと。管轄が教育総務課なので、教育総務課も一緒になってそういう事務を手伝わないと仕事が進んでいかないよという御指摘は受けておりました。

そういう意味で、私どもは一応支払い督促の関係や何かも給食センターでやるんですけども、とても追いつかないということで、教育総務課の職員を1人専属にして支払い督促の事務なんかもやってきておりますし、あと給食の申し込みと実際に食数が合っているかどうか、学校からの申し込み、そういうチェックもされていなかった状況なので、そういうものも必ずチェックするようにということで、応援体制というのはしてきたんですが、まだ足りないという意味で統制されていないという意味だと私は理解しておりました。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 教育委員会が癒着していて、レベルが下がっていると。やる気がないということはずうっとたびたび言ってきましたが、私は大ざっぱなことしかわからないので言ったんですけども、こうやって次々といろいろ出てきますと、ああやっぱりそうだったなど。出てくるのは私は悪いことじゃないと思うんですね。今後改善していかなければならぬわけですから、褒めるのもおかしいですけど、ぜひ改善していただきたい。真剣に取り組んでいただきたいと思います。

41ページにもう1つこのことについて書かれていますね。どういうことが書かれているかというと、指摘事項の1について、こう書かれています。平成25年度の単年度収支の赤字は528万8,234円であり、およそ530万ですね。これは8月の後半の1週間5日分の給食事業費に相当すると。監査報告書の41ページ。ぴたりと数字が合うわけですね。こういう指摘は、1年前も指摘がありましたよね。つまり給食事業の話だけではないということが言いたいわけですね、この監査。2年連続で暑さ対策の半日授業の実施による給食実施日がふえたため、給食事業が

赤字になったんだと指摘されたわけです。去年もたしかほかの議員さんからそれは指摘されましたけど、うやむやになったと思うんですが、2年連続ではっきりと赤字分の数字がそれに相当すると言われてますね。これについては、どういう御認識ですか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この25年度の給食費の関係につきましては、これも昨年答弁させていただきましたけれども、平成24年の予算の編成のときから、25年度には207日分の食数が必要ということを把握しておりましたので、それに基づいて給食の予算を組んでいますし、当然わかっているわけですから、それに応じて給食の運営をしていたはずなんですが、これも本当に申しわけないことで、給食の運営、歳入歳出がしっかり把握できていなかったというのが原因の一つであると思います。

もちろん日数がふえたというのも一つの原因ですけれども、ただ24年のときの25年度の予算編成には日数については把握しておりましたので、当然それを考慮して給食事業は進めていました。ということで、もちろんそれも一つの要因ですけれども、運営自体が適正にされていなかったというのも原因であると思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） その点についてお聞きします。

日数がふえた分は当然把握していた。給食費というのは、12カ月分もらわないで、11カ月分もらうわけですね。ですから、8月のふえた分についての給食費はないわけで、この指摘によるとその分が赤字になったんだという指摘です。把握していたにもかかわらず、ちょうどその数字が赤字になった。この経緯について、教育長さんに経緯の御説明をお願いします。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これは給食センターの運営規則の中に、給食費の徴収に当たっては、給食費の額は1人当たり次のとおりとすると。ただし、給食月数が11回の場合においては8月は徴収しないものとするということがうたっておりまして、今おっしゃったように8月は通常は取らないので、11カ月分を負担していただきます。

8月に5日間やったじゃないかということなんですけれども、これは学校給食の運営委員会にも実は諮りまして、5日やるに当たって1カ月分を取るのかという話もさせていただきましたが、その中では通常一月に給食は20日あるんですけれども、5日だけのために1カ月分を取るのはちょっと理解されないだろうということもあって、それについては7月は早く授業が終わるので、その分に振りかえれば当然11カ月でおさまるであろうということで、その御判断をいただいて、あえて5日分をいただかないで進めました。

あと、減額できるじゃないかというお話もあると思うんですけれども、20日分から5日分で

すので、15日分を減額すればいいじゃないかというお話もありますけれども、これも運営規則の中に、給食費を減額する場合には、転入転出、死亡したときとか、それから病気及び事故等により給食を受けない日が引き続き5日を超えたときとか、それから学校もしくは給食センターの災害、長期休業に学級単位以上の給食を停止にしたときということで定められておりますので、それには当てはまらないと。原則月額給食費を徴収することとなっておりますので、そのように判断をいたしました。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 今の御答弁で、7月の半日授業を振りかえればよかったとありますが、7月、つまり夏休みの前後に半日授業をやったんですよね。そうすると、夏休みの最初、7月の半日授業は給食ってあったんじゃないですか。振りかえることはできないと思いますけど。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 7月にも半日授業はありました。ありましたが、あえて12カ月を取るということではなくて、11カ月の中におさめたいということで判断をいたしました。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） それはわかりますよ。その部分じゃなくて、7月に新たに半日授業をしたときに給食は食べたということでいいですね。そうすると、その分を振りかえることは初めからできないとわかっているはずじゃないですか。7月の半日授業で、本来ならある給食をなしにするんならわかりますよ。でも、そうじゃなかったわけですから、振りかえればいいという判断はそもそもできないはずなんですけど、間違った判断をしたという意味ですか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 確かにおっしゃるとおりで、7月に振りかえるということはそうなんですけれども、207日というのは1年間を通しての話ですので、年間何食をつくるかということですので、ですから、それを11カ月に分ければ平均して20日になるということで、食材についてはおさまるというふうに判断しました。ですから、1カ月20日で計算すると、11カ月だと220日ですか。実際は207日。それがないと202日か203日ということですので、予算の範囲内ではおさまることだということを判断しておりました。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） その部分の御説明はわかりますけれど、実際にはふえちゃったわけですからね。毎年給食の実施日数は多少変わってもやってきたわけですよね。でも、25年

度に500万も赤字になっちゃったのは、半日授業のためだということははっきりしているわけですね。

ですから、お聞きしたいのは、これで給食の実施日数、何食分かふえることがわかっていたんですね。これが給食センターにどのように伝わっていたわけですかね、実際に足りなくなっちゃったのは。ここに問題が、ピンポイントで言うておりますけど、全体的なことじゃなくて、ピンポイントで答えてくださいね。教育委員会はそれがわかっていたのに、実施する給食センターにはそこで調整しなきゃならないということはわかってなかった。通じていなかったということですか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 24年の予算を編成するときに、当然予算編成するのは給食センターの所属長が編成をいたします。ということで、編成が始まる11月には207日をやるということもうわかっておりますので、当然所属長にも207日の計算で予算を立てていただくということで、それは周知しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 別に207日でやってもらうことを周知していても、私そんなことを聞いていません。要するに半日授業でふえた分、これだけふえるよと。また、その分給食費を取らないよと。だから、ふえた分もちゃんとやってくれと。そのことがちゃんと伝わっていたのかとお聞きしている。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それについては、しっかり教育総務課長から施設長に話はしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） ちょっと名前がわからないんですけど、施設長、所属長、センター長って、同じ人のことを言っているんでしょうかね。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 申しわけありません。所属長、施設長、センター所長、同じでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） どうしてもやっぱりここは教育長さんの出番です。

ここがしっかり、所属長、センター長、施設長、同じ人だそうですが、この方に伝わってい

たのかを教育長さん、教えてください。

○議長（小川勝範君） 横山教育長、まとめて答弁してください。

○教育長（横山博信君） この夏の午前授業の実施に関して、5日間をお願いするということについての相談のところで、所属長にも確認をし、進めてきております。したがって、事前に十分理解しておってくれていると思っております。以上でよかったですかね。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 次長さんの答弁と一緒にですね。ちゃんと言いました、言いました、言いましたと。当然理解してくれると思っていたと。お2人ともそういうふうに答えられますけれど、伝わってなかったということですね、実際はちゃんとやってこれなかったわけですから。500万も赤字にしちゃったわけですからね。ですから、やっぱり監査委員さんの指摘どおり内部統制の秩序がないとよくわかるなと思うんですけども、そういうことだったと結論せざるを得ません。

もう1点ですけど、そもそも赤字になったもとなる監査委員さんの2年連続の御指摘によると、暑さ対策を瑞穂試行とわざわざ大層な名前をつけて、テレビにまで誰が連絡したんかしらと思いますけど、教育長さんはテレビの取材にまで答えて、全国で初めてです。子供たちがエアコンなんか頼っていいのかと。暑さも我慢できる子供にこれから育てないかと、何度も聞きました。テレビでもそう言っていましたね。何かこれって、感心する人が出てくるんですよ。やたらに我慢させるということは日本人って昔から大好きですから。そこまで瑞穂試行という半日授業をやって、エアコンはつけないと。我慢の訓練をさせると。こういう説明を私たちも受け、テレビでも教育長さんおっしゃっていました。

そもそもこの瑞穂試行がどこから出てきたかという、これは議員の質問から出てきたんですよ、一般質問の。後からその日の通告を調べましたけど。通告の横に細かいことを書きますよね。そこも読んで確認しましたが、学力をつけることについて、どう対応しますかという質問だったのに、これしかないですよ、もとの通告は。暑さ対策として我慢させるために半日授業を取り入れますと、何でこうなるのと思ったもんですから、もうそのときに調べてありました。よくわかりませんでしたけど、裏でお友達人事じゃないや、癒着ですよ、政策が。要するに癒着で政策が決まったとしか思えないんですけど、この点についてどうですか。これだけ無理がある。あれから3年ですか、2年ですか。こういう結果になっちゃったわけですよ。そのことについてどう思われますか。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 大きく2つですけども、1つ目の瑞穂試行ということを行ったというところにつきましては、学校現場と相談している中で、夏の暑い中で昼から授業をするとい

うのは大変子供はつらい状況にあると。その中で校長先生、それからPTAさんともよく相談をして、そういった午前授業を実施するということについては校長会の了解を得て、夏休みを早く切り上げて2学期をスタートするということを行ったわけですね。その時点で各学校とかPTAとか、それからいろいろな地域でのスポーツ少年団とか、いろんなところに打診をかけながら、やるがいいかということを検討してきておりますので、いろんな場所でその話についてはしておりますから、それがたまたま一般質問の中で答弁するということになるんだけど、それは何カ月も前から動いている話だったということが一つ。

それから2つ目に、暑さに耐える力も必要だということで、エアコンについてはそう簡単に踏み切るべきではないと言っていたことと今の状況はどうかということですが、その当時、市長、副市長とも相談しながら、財政的な見地からエアコンの設置はなかなか踏み切れないという状況でしたので、学校現場のつらいところを考えて、瑞穂試行という形であいった事業を起こしました。しかし、その後、近隣のエアコンの設置が進み、市長、副市長のほうからもエアコンを設置するということについての御意見をいただきましたので、エアコンの設置ということが起きたということでございます。

子供を育てるということに関しては、やはり暑さについては耐える力も必要だというのは今も変わりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） そうですか。何カ月も前から教育長、PTA、スポ少で相談して決めていたわけですか。一般の議員は全然知りません。

私がお聞きしたのは、質疑したのはそのことじゃないんですよ。どこで決まっていたかじゃないんです。議員が、一般市民もみんなそうですけれど、初めて知ったのは、ある議員さんの一般質問で学力つけるにはどうしますかと言ったら、それだけの質問なんですよ。そうしたら半日授業にしますと。何でこうなるのと思ったから、そのときに調べたんです。何で教育長やPTAやスポ少で相談したことを一般の議員は何にも知らないで、一般質問のこの場で、この本会議場で1人の議員の質問でその答えが出てくるか、そこをお聞かせください。要するに決着点がこんなふうになっちゃったんですよ。すごい責任があると思いますよ、新聞にも出たりして。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 議員の質問について答えるというよりも、教育委員会として新たな事業としてこういうことを考えているということをお答えしたということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） だったら、1人の議員の質問で質問させて、それに答えるという感じでその政策を出すこと、そんなやり方をしなくてもいいんじゃないですか。これ以上このことについてはいいですけど、結局癒着なんですよ。そういう癒着をしていると、こういうふうに監査委員からも指摘され、新聞にも出るような不祥事につながるんです。教育を私物化しているからそういうことになるんですということを御指摘申し上げたい。

そしてもう1つ、エアコンのことですけど、あれはほとんどの方はよくわかっているでしょうが、そういう施策をいわば勝手にやっておいて、みんなの合意なしに、一般職員に説明もなしに、いきなりそれをやって、エアコンは設置しないと。どこから急遽また今度はエアコンを設置しますになったかといったら、大月に10億から。最初20億の計画でしたけど、これに市民が怒ったわけですよ、そんなことならエアコンを設置しろと。それで多分当時の市長の判断もあったんじゃないかなと思うんですが、急遽今度は設置することになった。経緯的にはこのとおりです。ですから、何度も何度も何度もずっと何年も申し上げているとおり、教育振興基本計画も立てず、年次計画も立てず、やることがそのときそのときそのときでころころころころ変わるんです。ということを御指摘申し上げて、終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第56号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第10、議案第56号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第57号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第11、議案第57号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第58号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第12、議案第58号平成26年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第59号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第13、議案第59号平成26年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第60号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第14、議案第60号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

できれば演台でまとめて質問していただくと一番いいんですが。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第60号の一般会計補正予算で、先般、全協のときに資料をいただきました第3庁舎の改修事業についてでございます。

これについては、設計予算といいますか、210万6,000円が計上をされております。この資料については、皆さんのお手元に行っていますので細かく言いませんけれども、図面をいただいで、1階を改築して、ここに2分団が来るというような図面になっておりますけれども、それと2分団は旧の別府にもあるんですけど、あれも残すというお話になっております。

私が申し上げたいのは、この第3庁舎はもともと穂積分署、消防署が1階と2階に入っていたわけですね。ここを2分団と瑞穂消防団の本部の場所にするという提案をしたいんですよ。2階についてはあるところが入っていますので、そこは出ていただくと、その建物自体に余裕もありますから、2分団と瑞穂市消防団の本部が入れるということになりますので、そういった考え方があるのか一つ。

それから、やはりこの図面からいきますと、場当たりのことと思うんですね。要は瑞穂市の第1、第2庁舎もあるんですけども、そういった整備計画等も含めた話を加味された第3庁舎の消防署の予算計上なのか。ちょっとここを確認したいと思います。

○議長（小川勝範君） 総務部長 大岩清孝君。

○総務部長（大岩清孝君） まず、今の御質問の中の瑞穂市消防団の消防団本部と、それから第2分団の車庫を第3庁舎にというお話でございますが、現在のところ、議員の皆様には先般お示しましたように、改修計画の中で第3庁舎の1階を第2分団の団員の詰所と、それから消防車両の置き場所という形で計画をしております。

といいますのは、消防団本部につきましては、第3庁舎を改修してというようなお話でございますが、第3庁舎も第2分団が入ることによって面積的にぎりぎりであるということで、本部につきましては現状のまま第1庁舎の1階にそのままで計画をしております。第2分団につきましては、市の消防団の計画で第7分団制に移行する今過程でございます。その中で、第2分団が第7分団に移行するに当たり、第2分団、別府、穂積地区の分団でございますが、一番世帯が多くなるということで、今現在の第2分団が手狭ということで、今の第3庁舎に持ってきて、団員さんの集まりやすい場所ということで計画をいたしました。ということで、第2分団のまずは団員の詰所をとというのが第一優先で計画をさせていただきました。

それから、以降、庁舎の改修計画があるかというお話でございますが、現在のところ、いろんな方から御要望をいただいでいまして、第1庁舎の1階の玄関先がまだあいているんやないかとか、それから第2庁舎の1階も消防団第2分団の車庫ができることによって車両が移動できるということで、1階も若干あいてきます。それにつきましても、いろんな使い道があるかと思しますので、総合センターの2階の旧社会福祉協議会があいたところでございますが、それも現在あいておりますので、そういうのを総合的に勘案いたしまして計画のほうを策定したいと思っておりますので、今現在、ここはこうする、ここはこうするというような計画はこれから詰めていくところでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 総務部長の説明ですと、第3庁舎については2分団がここへ入ると。旧の跡地のほうも利用するということですから、当分の間、こういった格好で進むと。その後、第1、第2庁舎等の整備計画の中に入れて検討していくというふうの解釈でよろしいでしょうかね。

○議長（小川勝範君） 総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 第2分団の車庫は、今現在、穂積駅から真っすぐ南へ行った本町通りにございまして、間口が狭くて、車両等が集まりにくいところでございますが、今、分団におきましては3台ずつ車両を持っております。第1分団、第2分団、第3分団におきましては3台ずつ車両を持っております、計画の中で別府本町ですので、まちの中に近いということで、車両も1台置きたいということで、第2分団の車庫兼、それから今の第3庁舎にあります一部備蓄品等もそこに置いて不測の事態に備えるというような形で、現在のところ第2分団の今使っております車庫もそのまま使うということで、将来的には第2分団守備範囲、エリアが広がございまして、別府地区、それから国道南の穂積地区がエリアでございしますので、希望としましては南のほうにもポンプ小屋といいますか、詰所をというような思いもありますが、現在のところ第3庁舎の利用と、それから今現在あります2分団の車庫、両方使うというような予定でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 最後ですけど、2階に商工会が入っておるんですけども、第3庁舎を有効に使うためには、行政がですよ、商工会がどこかへ移転したらどうかといった検討はされておったのか、この2分団の改修計画の中に。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 2階にあります商工会の移動につきましては、検討はしておりません。第3庁舎を使うに当たりまして、商工会からはその土地、建物の使用料、それからそこで使います電気料、電話料等は全て一般会計のほうにいただいておりますので、今現在、商工会の移動というのは検討に及んでおりませんので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 各部署からこういった事案が出てくるわけですけども、そういったことについて部長会議等の中で多分説明等されているんでしょうね。そういった中で、他の部長からそういうお話等があったのか、そこら辺。全部提出してくれば、各部長はオーケーとい

うことになるんですか。内容について、ちょっとお尋ねしますけど。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 部長会議での話でございますが、こういう案件につきまして、消防団の話でございますが、消防団の第2分団を穂積庁舎にという話は部長会議のほうで1回諮っております。そこでいいというような判断で進めております。

商工会につきましては、部長会議の中では話が出ておりませんので、その旨お知らせいたします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

議案第60号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

（仮称）大月運動公園用地取得2,300万4,000円が計上されております。面積は1,917平方メートル。御説明によると、2万平方メートルのうちのこれで合計6,500平方メートル買い上げになるという御説明を受けております。つきましては、まず事実関係を質問いたします。

今までに用地費として使ったお金は幾らか。それから、残りの面積と、この価格でいくと、あと幾らか。それは買うつもりなのか。これが2点目です。今までに用地費として要したお金が幾らか。残りは幾らか。つまり全体で幾らになるのか。

それから、今回この2,300万4,000円、約2,000平方メートル買った利用目的は何になっているのか。で、大月運動公園として陸上競技場をつくるからといってばたばたと買ったのが2年前ですね。1億二、三千万だったと思いますが、目的を陸上競技場をつくるということで買ったと記憶しておりますが、今回は目的はどういう目的で買うのか。以上、事実関係をお聞きいたします。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えします。

今まで買った費用は幾らかということですがけれども、1平方メートル当たり1万2,000円で買っておりますので、申しわけありません、今数字を持っておりませんので、掛けていただいた数字で、あと今回1,917平米を買いと残り4,583平米ですので、これを1万2,000円で掛けると5,499万6,000円と、このような数字になります。

それと3番目の御質問ですがけれども、これについては当初にこの事業については中断になったということで、目的については何に使うのかということについては、今まだ検討中ということで、昨年はいろいろとプロポーザルとか各種団体に御意見を伺いましたけれども、執行部の体制が新しく変わったということもありまして、もう一度最初からいろんな方面のことも含め

て考えたいというのがありまして、今のところこれだというのはありませんけれども、でも、これが総合計画の計画としては位置づいている土地で、これをずうっと雑種地のままでということはあり得ないので、そういう意味ではこれを市としては、借地でありますから、借地をなくしていくという意味でもこれを購入していきたいということは考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 今回の2,300万、2,000平方メートルにしても、残りの4,580平方メートル、大体5,500万にしても、目的がない土地だと買えないんじゃないですか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この土地については、実際に市で使っている借地ということで、借地については購入していくという方針ですので、進めております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 借地は購入していく方針だというのは私も委員会とかで聞いていますが、それは例えば総合センターの中で借地があると。目的がはっきりしているわけですよね、買わなきゃ困ると。そこはわかりますよ。でも、これから何に使うのか決まっていないような借地は買えないんじゃないですか。別でしょう、同じ借地でも。御見解をお願いします。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今はっきりこういうものをつくるという計画はありませんが、総合計画の中でこの土地については教育施設をつくるということになっておりますので、目的はあると思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 総合計画というのも見直しをかけていくものですし、具体的な目的がない土地は買えないはずですよ。陸上競技場はなしになったんですよ。慌てて買っちゃいましたけど、その目的がある間に1億3,000万で。残りは目的がないから買えないはずですが。総合計画だけを根拠にはできません。目的がないんですから、具体的な。あれは総合計画の中では多目的運動広場になっていますね。多目的運動広場をつくるということも決まっていますよね。だって、いきなり陸上競技場になっちゃったんですから。決まってないということですよ。これからいきなり何になっちゃうのかしらと思いますけど、どうですか、目的。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） おっしゃるとおり、陸上競技場については白紙になりましたが、土地としては教育委員会の管理ということですので、これは教育委員会の関係の施設をつくると

ということには間違いありませんので、目的はあるというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） まだ、土地開発公社というのが瑞穂市はありますよね。なくしましたっけ。土地開発公社なら先行取得ができますね。あれがあるのかどうか、ちょっとわかりませんが、もし買うんなら土地開発公社で無目的でも先行取得しておくとか、そういう方法もございしますが、買えないはずですよ、目的がなければ。ルーズなんですよ、やることです。いつでもルーズなんです、教育委員会。幾つも幾つもルーズなんです。もうきょうだけでも幾つも出てきましたけど、きちんとしましょうよ。ルールにのっとってやりましょう。目的がないはずですよ。それとも土地開発公社で先行取得いたしますか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長、前の方針を述べなさい。

○教育次長（高田敏朗君） 今の御質問については、私1人の判断ではできませんので、それについてはちょっとお答えできません。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 誰と相談をして判断するんですか。いつでも裏で決まるんですよ。陸上競技場もいきなり裏で決まったのが出てくるし、どなたと判断するんですか。ちゃんと議会とも相談してください。決まってからじゃないですよ。どなたと相談してから返答なさいますか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これは土地としては教育委員会ですけれども、使い道については広くもう一度考え直すということですので、市と市長等とこれは執行部として考えをつくり直すということでございます。

ということで、買う買わないにしても、このまま教育委員会で買うにしても、それは市長、副市長と相談をしたいという意味です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） じゃあ市長にお尋ねします。

この土地につきまして、今ずっとやりとりがあったように、目的がない土地は買えないはずです。今度一般質問で下穂積公園のこともやりますけど、あれも目的がちょっと真っすぐな目的じゃないふうで話がついていますが、一つルーズにするとみんなルーズになっていきますね。癒着、お友達、私物化という言葉が私の頭には浮かびます。

どうですかね、残り。この土地もそうですけれども、残りも目的がない土地ですが、どうな

さいますか。

○議長（小川勝範君） 副市長 早瀬俊一君。

○副市長（早瀬俊一君） まずもって大月のグラウンドにつきましては陸上競技場を兼ね備えるというようなことで、用地を取得するというのが過去にあったわけでございます。その際にもいろんな御意見がありました。でも、市民の多くは、当初からありましたように、市民のための多目的広場、公園的なものにしてくれというのが一番多い理由でございまして、その土地についても一団ということで、今回は確かに陸上競技場ではないんですけれども、一団の土地ということで大月のグラウンドということで、将来的にもまた皆さんの御意向を聞きがてら整備をしていくということでございますので、あくまでもほとんどがもう買収が進んでおりますし、その使い方についても公園的な使い方進めていきたいということで、あと少しで一応借地している部分も終わりますので、目的としては多目的な広場ということで買う方向で進めていきたいと考えておりますし、また皆さんの御意見を聞いて、皆さんに利用していただける施設にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 買った土地、今までに。これから残っている土地は行政財産ですか、普通財産ですか。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 行政財産として管理をしていく予定でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） その答弁でも、目的がこれから将来的に決めるというのは、先行取得になりますよね。

これ以上言っても答えが出てきませんのであれですけれども、瑞穂市は人口がふえているまちで、市街化区域も、それから調整区域の方ですけれども、土地を売りたい人ばかりなんです。ばかりと言っても過言ではないですね。そうすると、裏で話を通せた人は買ってもらえるわけです。非常に市民に不公平感があります。出てきます。議員も中に入るわけです。私もずっと頼まれているのがありますが、ちょっと私の力では買ってもらえません。もう断っております。ということですから、市政に対して不信感が募ります。不公平感のあることは極力排除していただきたい。襟を正さなければなりません。以上で終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第61号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第15、議案第61号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第62号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第16、議案第62号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第63号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第17、議案第63号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野です。

1点ですけれども、平成26年度の認定をしておりますけれども、繰越金が358万補正をされております。27年度の補正にね。こういった不正された会計処理の繰越金を27年度の補正予算に計上してくるということは適正なのか、ちょっと確認をしたいんです。これは副市長か会計管理者だと思いますけど。あと、詳しいことについては文教厚生委員会のほうで質問いたしますので、とりあえず御回答願います。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まずもって26年度の学校給食会計については、まことに申しわけないことでございます。

また、結果を、私どもも監査が終わった時点だと、監査のほうからこういう間違いがあるんじゃないかという指摘を受けての状況でございます。結果、決算につきましては、出納整理期間が終わっております。当初、そのことを事前に受けておれば、繰り上げ事業とか、いろいろ手続はあろうかと思います。もし会計の手続をしたとしても、やっぱり次の年の予算を使うということで、それも決して喜ばれることではないかと思っております。

ただ、金額そのものにつきましては、その金額そのものは残っておりますので、今年度の補正予算の繰り越しということで、その数字を持っていけますのでよろしくお願いします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第64号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第18、議案第64号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第65号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第19、議案第65号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第66号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第20、議案第66号平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第48号から議案第66号までについて（委員会付託）

○議長（小川勝範君） 議案第48号から議案第66号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（小川勝範君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまです。

散会 午後0時42分